

第1 独占禁止法及び関係法令に関する相談等

事業者、事業者団体、一般消費者等から寄せられる独占禁止法及び関係法令に関する質問に対しては、文書又は口頭により回答している。また、ウェブサイトでも意見等の受付を行っている。

また、平成12年度から申告の処理に関する疑問、苦情等の申出を受け付けるため、官房総務課（地方事務所・支所においては総務課、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課においては総務係）に申出受付窓口を設置し、公正取引委員会が指名する委員等をもって構成する審理会において、当該処理が適正であったかどうかを点検している。

第2 事業活動に関する相談状況

1 概要

公正取引委員会は、独占禁止法及び下請法違反行為の未然防止を図るため、事業者及び事業者団体を実施しようとする具体的な行為に関する相談に対応し、実施しようとする行為に関して、独占禁止法及び下請法の考え方を説明している。

2 事前相談制度

公正取引委員会は、平成13年10月から当委員会が所管する法律全体を対象として整備された「事業者等の活動に係る事前相談制度」を実施している。

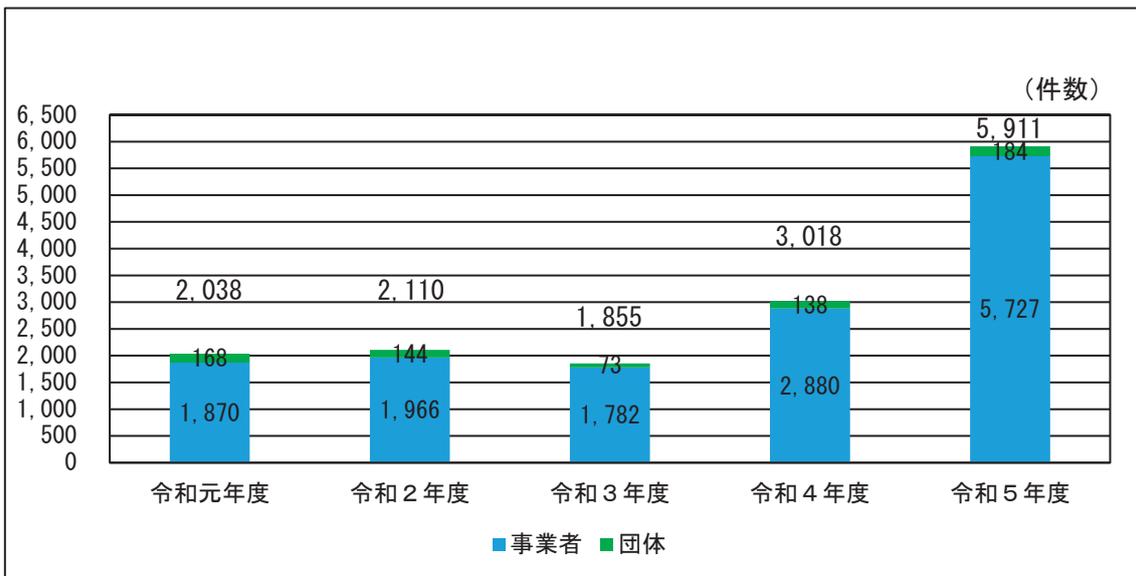
本制度は、事業者及び事業者団体を実施しようとする具体的な行為が、前記法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答し、その内容を公表するものである。

令和5年度においては、日本自動車車体整備協同組合連合会から、同会が、同会の所属員である事業協同組合（以下「単位協組」という。）の組合員に中小企業等協同組合法第7条第1項第1号イ及びロのいずれにも該当しない者が含まれないこととした場合において、特定の損害保険会社それぞれとの間で、事故によって損傷した自動車（以下「事故車両」という。）の所有者から単位協組の組合員が請け負う自動車車体整備（対物賠償保険又は車両保険が適用されるものに限る。また、あらかじめ損害保険会社が自動車車体整備事業者との間で締結した、事故車両の所有者に当該自動車車体整備事業者を紹介する旨の契約に基づき行われるものを除く。）の取引に係る指数対応単価について、令和6年3月31日時点の指数対応単価から一定率以上引き上げることとする、同法の規定に基づく団体協約を締結するために交渉を行い、当該内容の団体協約を締結しようとすることについて、本制度を利用した相談が寄せられた。公正取引委員会は、本件相談に係る行為について、独占禁止法第22条の規定に基づき、同法の適用が除外されるかという観点から検討を行い、令和6年3月29日、同法上問題となるものではない旨の回答を行うとともに、その内容を公表した。

3 独占禁止法に係る相談の概要

令和5年度に受け付けた相談件数は、事業者の行為に関するもの5,727件、事業者団体の行為に関するもの184件の計5,911件である（第1図参照）。

第1図 独占禁止法に係る相談件数の推移（企業結合に関する相談を除く。）



4 相談事例集等

公正取引委員会は、事業者等から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考になると思われるものを相談事例集として取りまとめ、公表している（令和4年度における相談（令和4年度相談事例集）について、令和5年6月30日公表）。

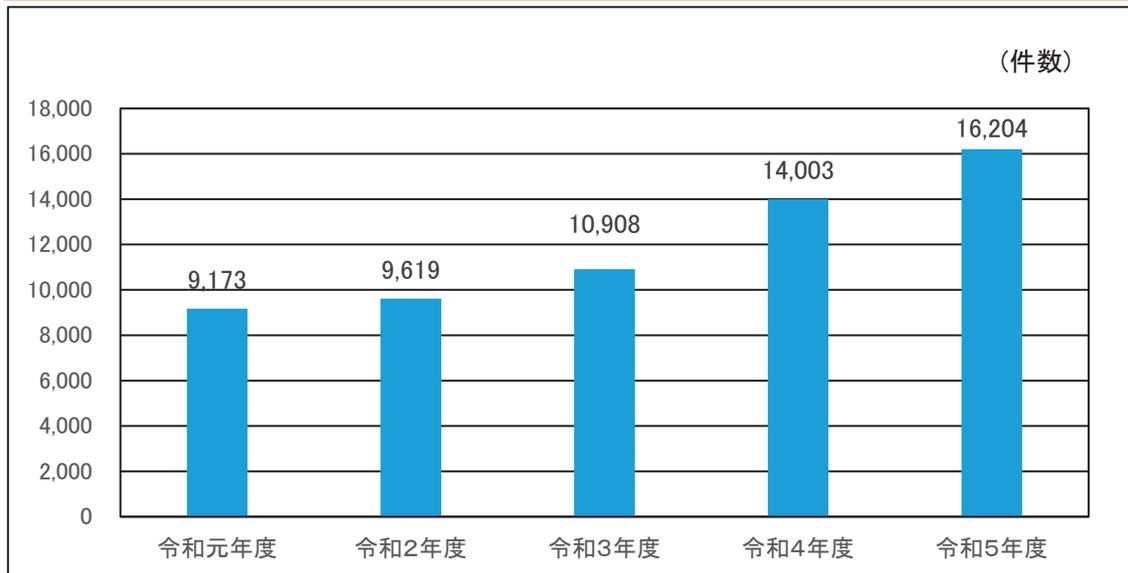
また、令和5年度においては、山口県周南市に所在する石油化学コンビナートにおいて石油化学製品等の製造販売を行っている出光興産(株)、東ソー(株)、(株)トクヤマ、日鉄ステンレス(株)及び日本ゼオン(株)（以下「出光興産ほか4社」という。）から、同コンビナートにおけるカーボンニュートラルの実現に向けた共同行為についての相談を受けた。公正取引委員会は、出光興産ほか4社による本件取組については、同コンビナートにおけるカーボンニュートラルの実現が目的であって、共同行為によって出光興産ほか4社の製品の製造販売市場における競争の実質的制限が生じることはなく、また、出光興産ほか4社が共同購入等するアンモニア等及びバイオマス等の購入市場における競争の実質的制限が生じることもないことなどから、独占禁止法上問題となるものではない旨の回答を行ったところ、他の事業者及び事業者団体にも参考になると考えられることから、令和6年2月15日、当該相談の概要を公表した。

5 下請法に係る相談の概要

令和5年度に下請法に関して事業者等から受け付けた相談件数は、1万6204件である（第2図参照）。

この中には、例えば、下請法の適用範囲に関する相談、発注書面の記載方法に関する相談、下請代金の支払期日に関する相談、適正な価格転嫁に関する相談、インボイス制度への対応に関する相談等がある。

第2図 下請法に係る相談件数の推移



6 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、独占禁止法及び下請法に関する相談を受け付けている。また、令和5年度においては、全国の商工会議所及び商工会へのリーフレットの配布等を行った。